

第3次安曇野市スポーツ推進計画策定業務委託 仕様書

1 業務委託名

第3次安曇野市スポーツ推進計画策定業務委託

2 業務の目的

第2次安曇野市スポーツ推進計画（平成30年度策定）（以下「第2次推進計画」という。）が令和9年度で期間満了となることから、本市の各種既存計画や市民アンケート及び国の第4期スポーツ基本計画、第4次長野県スポーツ推進計画との整合性を図りながら、本市におけるスポーツを効果的・効率的に推進するための基本指針として、「第3次安曇野市スポーツ推進計画」（以下「第3次推進計画」という）の策定を行うに当たり、これまでの計画の進捗状況の把握、新たな課題の整理、各種会議の運営支援等の各種業務における提案及び支援の実施を目的とする。

なお、計画期間は令和10年度から10年間とする。

3 契約期間

契約日から令和10年3月31日まで

4 委託業務の内容

◆令和8年度

市民アンケート調査

- （1）第2次推進計画の実現状況や課題等を踏まえた市民向けアンケート及びスポーツ協会加盟の競技団体へのアンケート調査の実施、評価、検証を行う。

○アンケート調査票の案の作成

○アンケート発送、回収作業（約2,000通。郵送費を含む。）

○集計・分析作業

- （2）第2次推進計画から変更すべき内容の概略を検討する。

◆令和9年度

- （1）条件整理

○アンケートの分析結果をもとに、基本事項及び安曇野市のスポーツを取り巻く環境の分析・課題の精査を行い、掲載する内容を整理する。

○安曇野市の各種計画との関係の整理を行う。

○全国のスポーツ行政に関する動向や、類似団体の計画などの調査及び分析を行う。

- （2）計画改定内容の検討

○第2次推進計画の実現状況及び課題、アンケートの結果をもとに、基本目標及び実現のための施策、進捗管理についての内容を検討する。

- （3）計画書（案）の作成

○上記（1）（2）を基に計画書形式にまとめ、安曇野市スポーツ推進審議会に諮る資料の作成を行う。

(4) 安曇野市スポーツ推進審議会の運営支援

○計画策定に係る会議の資料作成、その他運営支援を行う。

(5) 打合せ・協議

○打合せ、協議等、策定に伴う必要なサポートを行う。

(6) 成果品作成及び提出

①業務報告書（各種調査分析等を含む）紙媒体2部、Word、PDF

②第3次推進計画 Word、PDF

③第3次推進計画（概要版） Word、PDF

5 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

6 その他留意事項

(1) 本業務の遂行に当たっては、委託業務の実施方法及び成果品の作成方法について、スポーツ推進課担当者と随時連絡を取り合い、確認を行うこと。

(2) 資料及び成果品の提出は、委託者が指定した期日までに提出すること。

(3) 受託者は、調査に必要な資料の貸与又は提供を受けたときは、当該資料の内容を他に漏らしてはならず、調査完了後は速やかに返却すること。ただし、事前に委託者が承認した場合はこの限りでない。

(4) 委託者が成果品を受領した後であっても、成果品に不備又は不完全が認められる場合は、受託者の責任と負担で直ちに補正しなければならない。ただし、不備又は不完全の原因が委託者の責任による場合はこの限りでない。

(5) 成果品の著作権は、安曇野市に帰属するものとする。

(6) 受託者は、情報の紛失又は盗難等の事故が生じた場合は、適切な処理を行うとともに、遅滞なくその状況について書面をもって報告しなければならない。また、情報の紛失又は盗難等の事故により委託者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

(7) 受託者は、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱うときは、別紙「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(8) 受託者は本業務実施中に知り得た情報について細心の注意を払うものとし、いかなる場合においても発注者の許可なくその情報を漏洩してはならない。

(9) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が別途協議する。

7 担当部署

安曇野市役所 商工観光スポーツ部 スポーツ推進課 スポーツ推進担当

担当：中田 吉成

住所：〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

電話：(0263) 71-2467（直通）、FAX：(0263) 71-2338

電子メール：sports@city.azumino.nagano.jp

(別記)

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例（令和4年安曇野市条例第32号）その他関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(機密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件業務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受注者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受注者は、本件業務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理体制、安全対策その他の安全管理措置について、確認しなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託し、又は請け負わせてならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(監査及び調査)

第12 発注者は、この契約に係る個人情報の取扱いについて、安全管理措置が講じられているかどうか監査又は調査を行うことができる。

(事故報告)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(指示)

第14 発注者は、受注者が契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が第三者への発注等をし、当該第三者等において発生した場合であっても、当該受注者が負うものとする。